

新需要創造対策の一層の推進  
— 新需要創造対策 —

【400百万円】

対策のポイント

公的研究機関の開発した新品種・新技術に加え、民間企業における機能性農産物に関する研究成果や、地域に埋もれた機能性の地域特産物なども活用して機能性食品等の事業化を推進します。

(機能性成分を多く含む農作物等)

- ・ 公的研究機関の開発した新品種 (例：良食味低グルテリン米「ゆめかなえ」、高メチル化カテキン茶「べにふうき」)
- ・ 民間企業の機能性研究 (例：りんごポリフェノール、明日葉カルコン)
- ・ 機能性成分を含む地域特産物 (例：セラミドを多く含むこんにゃく芋、フラクトオリゴ糖を多く含むヤーコン芋)

政策目標

新食品・新素材の市場規模を5年で3倍超に拡大  
約200億円(17年度) → 700億円程度(22年度)

<内容>

1. 新需要創造に取り組むフロンティアの育成(拡充)

- (1) これまでの公的研究機関の開発した新品種・新技術に加え、民間企業の機能性農産物等に関する研究成果や、地域に埋もれた機能性の地域特産物に対象を拡げて課題を選定し、その課題に応じて、画期的な利用方法に関するグランドデザインとして提供します。
- (2) 新たなグランドデザインをベースに、商品化の中心となる民間企業、新食品・新素材の原料を生産・供給する産地のベストマッチングによる新需要創造協議会を作ります。

新需要創造フロンティア育成事業 80百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

2. 成分保証・分別管理システムの確立(拡充)

原料の機能性成分の含量を保証したり、他の食品・素材と分別して消費者に届けるなど、高品質な新食品・新素材を安定供給するシステムを確立するため、①技術実証やマニュアルの作成、②原料の調整・加工等に必要な機械・施設の整備などについて支援します。従来の産地に対する支援に加え、産地と連携して事業化を進める民間企業に対する支援を拡充します。

成分保証・分別管理システムの確立 320百万円  
補助率：1/2以内  
事業実施主体：新需要創造協議会、構成員である民間企業等

[担当課：生産局技術普及課(03-6744-2435(直))]